

生活福祉資金における緊急小口資金等の 特例貸付の受付期間延長のご案内 (新型コロナウイルス特例貸付)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金における緊急小口資金等の特例貸付の受付期間が令和3年3月まで延長されました。(受付は、要予約)

(貸付には審査があります。)

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- ◇ 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ◇ 貸付上限額 20万円以内
- ◇ 据置期間(償還開始までの期間) 1年
- ◇ 償還期間 2年以内(24回)
- ◇ 貸付利子 無利子

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

- ◇ 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◇ 貸付上限額 ・2人以上世帯 月20万円以内
・一人世帯 月15万円以内
- ◇ 貸付期間 原則3カ月以内
- ◇ 据置期間(償還開始までの期間) 1年
- ◇ 償還期間 10年以内
- ◇ 貸付利子 無利子

お申込みには、印鑑、住民票(世帯全員分、続柄を省略しない)、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)、振込先の通帳の他に、給与の減収や失業したことが分かる資料が必要となります。

お問い合わせ・予約先 ※年未年始は、28日(月)～翌4日(月)まで休館

糸島市社会福祉協議会 TEL 324-1660

住所：糸島市潤一丁目22番1号(糸島市健康福祉センターあごら内 **※月曜日休館**)

受付時間 火曜日から日曜日 8:30～17:00

特例総合支援資金貸付の再延長のご案内

総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

貸付延長となる方

- 原則の貸付期間3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯
- 生活困窮者自立相談支援機関に情報提供し、支援に同意される方
- 令和3年3月末までに総合支援資金の特例貸付の初回申請をした方

緊急小口資金・総合支援資金最終申請は、令和3年3月末まで、延長は、令和3年6月末まで

総合資金貸付期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1月から3月	総合	総合	総合	延長	延長	延長			
2月から4月		総合	総合	総合	延長	延長	延長		
3月から5月			総合	総合	総合	延長	延長	延長	
4月から6月				総合	総合	総合	延長	延長	延長

留意事項

- 延長貸付については、貸付額が増えることから自立相談支援機関や本会では、生活状況等のお話を聞かせていただき、支援が必要と判断される場合に、支援の決定を行います。生活状況等によっては、生活保護制度等、他の制度をご案内することがあります。

お問い合わせ・予約先

※年末年始は、28日(月)～翌4日(月)まで休館

糸島市社会福祉協議会

TEL 324-1660

住所：糸島市潤一丁目22番1号（糸島市健康福祉センターあごら内 **※月曜日休館**）

受付時間 火曜日から日曜日 8:30～17:00

相談先

（生活困窮係とお伝えください）※年末年始は、29日(火)～翌3日(日)まで休み

生活困窮者自立支援相談窓口 TEL 332-2073

住所：糸島市前原西1-1-1 糸島市役所2階 福祉支援課内

受付時間 月曜日から金曜日 8:30～17:00